

## 三重県ドイツ市場向けプロモーション委託業務 業務仕様書

### 1. 業務の目的

2025年のドイツ市場からの本県延べ宿泊者数は約8,000人と欧州市場の中で最も多く、みえインバウンド誘客計画でも重点市場と位置付けている。

ドイツ市場は「豊かな自然」や「伝統文化・芸能」、「食・お酒」に関心が強く、本県内では特に熊野古道伊勢路へ多く訪問していると言われているが、一方でその他にどのような地域資源が訴求できるかを明確に把握できていない。

本業務では、中長期的な本県のドイツ市場へのプロモーション戦略案を作成し、ファムトリップ等の誘客取組を通してドイツ市場に訴求できる観光資源を把握するとともに、本県への誘客促進につなげることを目的とする。

### 2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

### 3. 業務内容

業務内容については以下のとおりである。

#### (1) 中長期的なマーケティング戦略案の作成

三重県がドイツ市場を対象とした誘客促進を図るにあたり、ドイツ市場の特性や嗜好と本県が有する地域資源との相性などを踏まえ、狙うべきターゲット層や地域、各年で取り組むプロモーションのロードマップ等を理由とともに明記した中長期的な戦略案を作成すること。なお、具体的な取組の検討にあたっては「みえインバウンド誘客計画」の内容も鑑みながら、県と協議のうえ進めることとする。

#### (2) 旅行会社等の招請

本県の旅行商品造成に意欲的なドイツ現地旅行会社等を対象としたファムトリップを実施して、本県を含む旅行商品の造成・販売・催行を働きかけること。

##### ア 被招請者の選定

- 被招請者は本県を含む旅行商品の造成・販売・催行に意欲的なドイツ現地旅行会社等から3社3名以上を選定すること。最終的な招請者は三重県と協議のうえ決定する。
- 招請者は旅行商品を企画・造成できる現地旅行会社の社員等にする。

##### イ ファムトリップの実施

- アの被招請者を対象に、三重県内を3泊4日程度で周遊するファムトリップを企画・実施すること。
- 行程を作成する際は、ドイツ市場に訴求できると考えられる地域資源を可能な限り含めるとともに、三重県内での周遊、長期滞在を促すことができるよう、特定の地域に偏らないようにすること。

- ファムトリップの実施時期については招請者と調整をし、旅行商品の企画・造成に効果的な時期に実施すること。
- 招請者の顧客が宿泊する候補となる宿泊施設のインスペクションを行程に含めること。
- ファムトリップには受託者と全国通訳案内士相当の技能を有する者が同行し、行程管理等を行うこと。
- ウ アンケート等の実施
  - ファムトリップ中、受託者は被招請者から適宜意見を聴取するとともに、ファムトリップ実施後に被招請者に対してアンケートを実施し、問題点や改善点の把握に努めること。また、被招請者の意見・感想等を取りまとめて三重県に提出すること。  
※アンケート項目・内容は事前に三重県と協議して最終決定するものとする。
  - 取りまとめたアンケート結果を各コンテンツ事業者へフィードバックすること。
- エ アフターフォロー等による働きかけ
  - 招請した旅行会社等に対し、旅行商品の造成や販売に繋がるよう働きかけること。
  - 招請した旅行会社等が本県を含むツアーを造成した際は、その概要を報告書に記載すること。

### (3) ドイツ市場に関するウェビナーの実施

- 県内観光事業者等を対象として、ドイツ市場の特徴や趣味趣向、効果的な誘客手法等をふまえたウェビナーを実施すること。
- ウェビナーを主催し、講演者の選定や運営を行うこと。
  - 実施日時は本県と調整し、可能な限り多くの県内観光事業者等が参加できる時間帯とすること。
  - ウェビナー後には参加者へのアンケートを実施し、その集約・分析を行うこと。

## 4. 報告書

本業務終了後、履行期限までに下記の提出物を電子データで提出すること。

### (1) 報告書記載事項

- ア 上記「3 業務内容」(1)から(3)の実施内容・成果
- イ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和9年3月26日(金)

(3) 納品場所 三重県観光部海外誘客課

## 6. 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 7. その他

### (1) 業務実施の条件

受託者は、業務委託の実施に当たっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進め

るものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。

受託者は、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

三重県との連絡調整、報告は、日本語により行うこと。

## (2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

## (3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

## (4) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## (5) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 発注所属に報告すること。

(エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ 契約締結権者は、受注者がア(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## (6) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いは、契約条項の定めるところによる。

## (7) 個人情報の取り扱いについて

個人情報の適切な管理のために、契約書別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

## (8) 資料等の作成

報告書及び成果物や、本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・ワード・エクセル形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

## (9) 障がい理由とする差別の解消と推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

## 8. 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県 観光部 海外誘客課 担当 赤塚、礪田  
電 話：059-224-2974  
ファクシミリ：059-224-2801  
Email：[inbound@pref.mie.lg.jp](mailto:inbound@pref.mie.lg.jp)

以 上